

国土交通省告示第二百六十六号

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（平成六年建設省令第二十六号）第十三条の規定に基づき、車いす使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態の昇降機の構造を次のように定める。

平成十五年三月二十五日

国土交通大臣 林 寛子

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則の規定により車いす使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態の昇降機の構造を定める件

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第十三条に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 エレベーターにあつては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号に規定するものとする。
 - ロ かごの床面積は、〇・八四平方メートル以上とすること。
 - ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの床面積が十分に確保されていること。
- 二 エスカレーターにあつては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。